

「諮問を要しない軽微な事項について」
(平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会決定第5号) の一部改正について

<目 次>

- 1 〔資料 9 2 - 8 - 1〕 改正概要・・・・・・・・・・ 1
- 2 〔資料 9 2 - 8 - 2〕 新旧対照表・・・・・・・・・・ 3

「諮問を要しない軽微な事項について」の一部改正について
**（国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第8条第2項に規定する
業務の実施に関する計画の認可について）**

平成31年1月
事務局

- 国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成11年法律第162号。以下「法」という。)附則第9条に基づく法附則第8条第2項に規定する業務の実施に関する計画の変更の認可申請は、法附則第11条の規定に基づき、情報通信行政・郵政行政審議会の必要的諮問事項となっているが、同条の規定により、同審議会が認めた軽微な事項については、諮問を要しないこととされている。
- 国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第八条第四項第一号に規定する総務省令で定める基準及び第九条に規定する業務の実施に関する計画に関する省令(平成30年総務省令第61号。以下「省令」という。)に規定する実施計画の記載事項のうち、次の3点の記載内容の変更については、法附則第8条第2項に規定する業務の実質的な変更を伴うものではないことから、諮問を要しない軽微な事項として定めることとしたい。



【実施計画の記載事項のうち、諮問を要しない軽微な事項の対象】

- ① 特定アクセス行為に係る業務に従事する者の氏名、所属部署及び連絡先(省令第2条第2項第1号)
- ② 特定アクセス行為の送信元の電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレスその他のこれらの設備に関する事項(省令第2条第2項第2号)
- ③ 特定アクセス行為に係る識別符号の方針に基づき入力する識別符号※(省令第2条第2項第3号の一部)

※ 識別符号の方針については軽微な事項の対象とせず、当該方針に基づき入力する識別符号のみを対象とする。

○ 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）

附 則

（実施計画）

第九条 機構は、前条第二項に規定する業務を実施しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該業務の実施に関する計画を作成し、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（審議会への諮問）

第十一条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する期間をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 （略）

二 附則第九条の認可

○ 国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成16年政令第13号）

附 則

（法附則第十一条の審議会等で政令で定めるもの）

第二条 法附則第十一条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

○ 国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第八条第四項第一号に規定する総務省令で定める基準及び第九条に規定する業務の実施に関する計画に関する省令（平成30年総務省令第61号）

（実施計画）

2 機構が作成する実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定アクセス行為に係る業務に従事する者の氏名、所属部署及び連絡先

二 特定アクセス行為の送信元の端末設備又は自営電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレス（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百六十四条第二項第三号に規定するアイ・ピー・アドレスをいう。以下同じ。）その他のこれらの設備に関する事項

三 特定アクセス行為に係る識別符号の方針及び当該方針に基づき入力する識別符号

四～七 （略）

○諮問を要しない軽微な事項について（平成二十年九月三十日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第五号）の一部改正案
新旧対照表

改正案	現行
附則 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号以下「機構法」という。）附則第十一条ただし書の規定により、審議会への諮問を要しない事項は、次のとおりとする。ただし次の規定に該当するものであっても、重要又は異例な事案と認められるものについては、この限りでない。 一 機構法第九条の規定に基づく同法附則第八条第二項に規定する業務の実施に関する計画の変更の認可に関する事案のうち、次に掲げるものの 1 国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第八条第四項第一号に規定する総務省令で定める基準及び第九条に規定する業務の実施に関する計画に関する省令（平成三十年総務省令第六十一号。以下「省令」という。）第二条第二項第一号に規定する特定アクセス行為も係る業務に従事する者の氏名、所属部署及び連絡先 2 省令第二条第二項第二号に規定する特定アクセス行為の送信元の端末設備又は自営電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレスその他のこれらの設備に関する事項 3 省令第二条第二項第三号に規定する特定アクセス行為に係る識別符号の方針に基づき入力する識別符号	（新設）

（傍線部分は改正部分）